

平成 28 年 3 月 全国会長会挨拶（事業構造等の見直し時）

今年度の決算見込みは、主力事業の共済保険の掛金収入は 31 億 9 千万円に対して保険金の支払いが 16 億 6 千万円で、前年度とほぼ同額の 8 億 1 千万円の剰余金が生まれる見込みである。極めて良好な財務状況で何も問題がないと報告したいところだが、この剰余金が大問題となった。というのは、当団は平成 25 年度から公益財団法人に移行し、と同時に特定保険業の認可をいただいた。公益法人になると、内閣府から公益目的事業 1 に認定された共済保険には、収支相償の原則が適用される。これは掛かる費用以上に収入を上げてはならない、すなわち利益を出してはならず、剰余金が出る場合には公益目的事業化して早期に解消しなければならないという原則である。他方で特定保険業を所管とする厚生労働省と国土交通省からは、財政健全化の観点から毎年、黒字を出すようにと要請されている。この相矛盾する条件をクリアしていかなければならないのである。その一方で、内閣府から公益目的事業 2 に認定された育英奨学事業と一般助成事業については、13 億 4 千万円を原資としてその運用益で賄う前提である。しかしながら、運用益で賄うのは非常に厳しく、他の会計の援助がなければ毎年 3 億円を超える赤字となり、原資が枯渇しかねない状況にある。公益目的事業 1 の特定保険業が大黒字なのだから、公益目的事業 2 に回せば良いと思われるが、これは内閣府から固く禁じられている。このような状況下で、平成 25 年度と 26 年度で 10 億円を超える剰余金が発生したがために、内閣府から抜本的な剰余金の解消策、財政構造、事業構造の見直しを強く迫られていた。このような事情を織り込んだ対応策を昨年 1 年がかりで検討した結果、平成 27 年 12 月 22 日に厚生労働大臣と国土交通大臣の認可をいただいた。平成 28 年 3 月 11 日には内閣府の公益認定等委員会においても無事、審議通過をした。あとは内閣総理大臣の認定を待つばかりとなった。

この対応策のポイントは、3 点ある。1 点目は、掛金の現行水準はあくまで維持した上で、これまで 100 %であった保険料部分を 85 %に圧縮して、極力剰余金が出ない財政構造に改めると共に、残りの 15%を 3 つの公益目的事業に充当していく予定である。

2 点目は、この 15%のうち当面 10%は、育英奨学事業と一般助成事業の財源に充て、毎年発生する約 3 億円の赤字を補てんしていくことで、公益目的事業 2 の会計の財政的安定を計っていく。

3 点目は、この 15 %のうち当面 5 %は、特定保険業の他業として新たに認定される労働安全衛生推進事業の財源に充てる予定である。この事業規模は約 4 億円を予定しているが、到底足らないので、特定保険業の会計にある累積剰余金 10 億円を労働安全衛生推進事業の会計に運用する。これを特定費用準備資金として計上し計画的に取り崩していくことで、累積剰余金の解消を計っていく予定である。この労働安全衛生推進事業の主力事業は、安全用品の頒布・購買助成をする予定である。その品目の選定は個々の契約者の方々に選択していただきたいところだが、当団の職員数が少数のため事務処理が困難なことから、初年度は当団の運営専門委員会の会議を経て選定された品目を、当団が提携している「ミドリ安全」から送付する対応とさせていただきたい。ただし平成 29 年度以降は、安

全用品に選択制を導入するとともに、例えば購買助成額として女子トイレの設置等の幅広い活用ができるように検討したいと思う。同事業の中の地域に開かれた教育訓練施設の整備への助成については、特別助成との関係性が出てくる。特別助成事業は164億円の原資の運用益で賄う前提となっているが、長期金利低下が続いていることから、運用益が逐次低下しており、約1億6千万円しか、この事業に対して回せない状況である。運用環境は、今後、益々厳しくなっていく状況にあるので、相互で持ち合うことにする。したがって特別助成の申請時においては、申請のやり方等で当団と調整をしていただく場合があることをご承知いただきたい。

ところで建設共済保険は、お陰様で昨年の11月に創設45周年を迎えることができた。全建との特約の下にスタートした共済制度だが、全体の加入率が長期低落の一途で、何らかのインセンティブを打ち出す必要があると考えている。

そこで1つ目は、手数料を掛金の4%から6.8%に引き上げるなどの見直しを行うこととする。ただし現行より不利になる協会に対しては、経過措置で救済する。

2つ目は、昨年の10月7日に私(理事長)の名前で、各都道府県の会長宛てに通知をした交付金制度についてである。この内容は80%以上の会員加入率の協会に対しては恒久的に350万円、90%以上の会員加入率の支部に対しては恒久的に50万円、会員加入率を10%引き上げる毎に協会に一時金として300万円を支払うというものである。そのアナウンス効果もあってか、わずか3ヶ月足らずで、80%以上の会員加入率の協会が3から5に増え、90%以上の会員加入率の支部は44から63に増えている。全体の会員加入率も50.2%から50.8%まで上がっており、契約者数も減少からようやく増加に転じてきているが、諸般の事情から一般助成事業の助成上限額に交付金をそのまま上乘せするという形で修正をすることとした。また、この助成事業の内容についても今、業界の焦眉の急である、担い手確保・育成に寄与する事業を明記させていただくことによって全面的支援する。

3つ目は、各協会とタイアップした建設共済保険の広報活動費については、平成27年度から1協会当たり300万円を上限に支給しているが、来年度以降も継続して行う。また全建にも来年度から500万円を上限として支給する。さらに人口が600万人以上で完工高が一定規模以上の首都圏、愛知、大阪の6協会に対しては、500万円を上限として支給する。また支給要件を緩和して、できるだけ使い勝手の良い制度に改めるので、各協会のPR効果に大いに期待したいと思う。その結果、契約者数が5%アップする毎に、50万円を翌年の広報活動費に増額をさせていただく。ただし、上限を20%アップ、200万円までとさせていただく。

最後になるが、今回の事業見直しの最大のポイントは、サービスは大幅に拡充するが掛金の現行水準はあくまで維持するので、契約者の負担はこれまでと全く変わらないということである。これを別の言い方にするならば、掛金の負担割合を85対15にすることで、これまでは剰余金、あるいは内部留保に回っていた資金を生きたお金の使い方とすることによって、掛金の引き上げを行わず民間保険にはない多面的なサービスが得られるように

なったということである。

私ども共済団は公益財団法人の道を選択した。「清濁併せ呑む」のが世の習いかもしいないが、当団に限っては、濁など許されない清き正しき道をひたすら犀のごとく歩む所存である。したがって内部留保など一切できず、いかに加入促進が図られて掛金収入が40億、50億と増大したとしても、共済団だけが太っていくなどということは、あり得ないのである。この点は、誤解のないようにお願いしたいと思う。

当団は、契約者から預かった掛金は「契約者と業界の発展のために」をモットーとして、全てを公益目的事業に投入していくことで、業界に真に役立つ存在であり続けたいと思っている。建設共済保険の目的は3つある。「労働者福祉」「企業防衛」「余裕金の業界への還元」であるが、これに今回充実した共済事業が加わり、まさに福祉と共済のバランスが取れ、建設業福祉共済団という名前に相応しい形に1歩でも近づくことができたと思っている。共済団は皆様方の団体であるので、用意した多面的なメニューを大いにご活用いただきたい。

皆様方の絶大なるご支援、ご協力を切にお願いすると共に、皆様方のご健勝とご発展を心からご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

平成 29 年 3 月 全国会長会挨拶（事業構造等の見直し時）

平成 28 年度の決算見込みは、掛金収入が 31 億 4,800 万円に対して保険金の支払いが前年比 15 %減の 14 億円に止まる見通しである。今年度は予算で 17 億 5,000 万円の保険金を計上していたが、それを大きく 3 億 5,000 万円下回る結果、支払備金の戻し入れなど保険会計上の特殊要因も加わり、保険事業の会計だけを見れば 11 億円を超える剰余金が生ずる見込みである。この剰余金の取り扱いについては、昨年 5 月に主務官庁との協議により、既に運用した 10 億円と同様に、将来主務官庁の特別の認可を得て「労働安全衛生推進事業」の財源の一部に充当すべく、保険事業の会計における引当資産として計上することで合意形成がなされていることからこれに従って対応する。

昨年 4 月から新たな制度としてスタートし、果たして契約者の皆さまに受け入れられたのか気になる場所であった。そのメルクマールの 1 つとして直近の契約更新率を見ると、前年度を 0.2 %下回る 96.2 %となっているが、新たな制度に対する主務官庁の最終的な認可・認定が昨年 3 月 23 日となったことから、4 月・5 月の契約更新の手続き書類の送付が遅延したこと、加えて 4 月に発生した熊本地震の影響も若干受けて、5 月までの契約更新率は前年比 1.2 %減であった。しかしながら、平時となった 6 月から直近 2 月までの契約更新率は 96.47 %と僅かながら前年を上回っていることから、契約者から一定の支持を受けたものと考えている。もう 1 つのメルクマールとなる保険契約の新規加入件数では、前年比で落ち込んでいるものの、これは契約更新と同様に認可・認定の影響から昨年 1 月から 6 月中旬までの約 5 ヶ月もの間、ダイレクトメールによる情報発信が行えなかったことが大きく影響を及ぼしたものだと考えている。

いずれにしても、平成 29 年度以降は新規加入目標を達成すべく、共済団の組織人員体制を強化して営業力を高めるとともに、役職員の出張機会を増やすなど日々ご苦勞をお掛けしている協会職員に寄り添いサポートしながら加入促進に注力し、協会のご意向も伺いながら直接企業に出向くなど積極的な姿勢に転じて参りたい。

また、複数の県で完成工事高が 200 億円ないしは 500 億円規模の協会長や副会長の企業の加入が相次いでおり、大変有難く感じているところである。当団の建設共済保険は、中小零細に特化された加入実態ではなく、加入者の完工高の最高は 1,670 億円で完工高 50 億円以上も 201 社と増加し、このうち全国建設業協会の会員は 158 社である。加えて、日本建設業連合会の会員 139 社のうち 15 社に加入頂いているといった流れも大事にしながら、新制度の魅力を大いに発信して参りたい。

次に、来年度以降の改正点をいくつか説明申し上げる。先ず手数料については、取扱手数料としてこれまで掛金の 6 %相当を支払っているが、来年度からは本則通り 6.8 %をお支払いする。ただし、協会員が 1 社加入する毎に支払う新規加入手数料 30,000 円については、金融庁の「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」の改正が昨年 6 月に行われ、認可特定保険業者に対する規制が強化されたことを受けて、平成 29 年度支払い分を最後に廃止させていただくことになるが、平成 30 年度以降は今の更新手数料に支部相当

分といった意味合いで1,000円を上積みした3,000円とする改定を行う。また、協会の賛助会費については、掛金収納額のランクに応じて80万円から120万円の実質3区分で平成10年以降据え置いてきたが、各協会にご苦勞をお掛けしている点は同じであることから、一律120万円に改正することに致したい。以上のことから、全ての協会を増収にしようかと思われるので、支部にもご配慮頂ければと考えているところである。

次に、一般助成事業については、今年度から一般助成金の上乗せ分として会員加入率80%以上の本部に350万円、会員加入率90%以上の支部に50万円を恒久的に支払う仕組みを開始した。構想を打ち上げた当初は、会員加入率80%以上の本部は当初の3協会から今年度は5協会、来年度は6協会に倍増となった。また、会員加入率90%以上の支部は当初の44支部から今年度は62支部、来年度は83支部に拡大している。

今後、会員加入率のみならず掛金収納額にも着目した対策を講ずるために、一般助成事業の基準を見直して掛金収納額が1億円以上のランクの刻みを細分化しつつ、一般助成金の上限額を1,300万円から1,500万円に引き上げるとともに、併せて掛金収納額800万円以上1,500万円未満のランクを新たに設け、平成29年度からは47都道府県全ての建設業協会に対して一般助成金が支給できるようにする。また、国土交通省も非常に力を入れている「i-Construction」については、都道府県建設業協会が「i-Construction」の研修会・講習会を計画している場合には、申請があれば10万円を限度として一般助成金に上乗せしてお支払いする。

次に、協会本・支部会館の新設・改修事業に対して助成を行う特別助成については、同事業を実施している会計の財政が厳しい状況にあることを鑑み、特別助成金の支給を2割削減することも検討したが、財政が苦しいからこそ労働安全衛生推進事業の中で地域に開かれた教育訓練施設等に対する助成する枠組みを設けた経緯もあることから当面は相互で持ち合って支給額を削減することなく何とかやりくりをして、会館の新設が予定されている愛媛県や群馬県など、今後、会館の新設・改修を計画している本・支部の期待に応えて参りたい。

次に、各協会と当団とでタイアップした広報活動については、栃木県では下野新聞に掲載された記事広告、また、千葉県では業界紙の1面の下段に大変効果的な広告を掲載いただいた。このような優れた事例については、来年度以降、会長会の席上で表彰致したいと考えている。

次に、富士教育訓練センターの建て替えに対する出捐についてであるが、平成27年度に1億円を拠出しているが、関係筋から1億円の追加拠出の要請を受けていることから、平成28年度以降で分割して支払うこととし、今年度は今年1月に3,000万円を拠出した。来たる平成29年度は、諸般の事情を勘案して5,000万円を拠出する計画である。

次に、当団の懸案事項について触れると、1つ目は、AS400という古いコンピュータシステムを今現在も使い続けているが、昨年9月にそのサポート契約が終了していることから、それを見越した新しいシステムの開発を手掛けてきたところである。漸く本年3月14日から新・旧システムの並行稼働に入り、その検証結果を踏まえて問題がなければ同6月

12日から新システムの本格稼働に入る見通しである。2つ目は、新システムの本格稼働にも関連するものとして、現在入居しているビルが周辺の再開発に伴って取り壊されることになっている。遅くとも来年の夏頃までには事務所を移転する必要があり、虎ノ門周辺で物件を探しているところであるが、現在のところ琴平タワービルを有力候補として考えている。

最後に、私共が頼りとするのは都道府県建設業協会の皆さま方であり、創立70周年を迎える一般社団法人 全国建設業協会とタイアップして、今後とも「契約者と業界の発展のために」をモットーにして建設共済保険制度の普及推進に都道府県建設業協会と連携しながら邁進して参りたいと考えている。これからも都道府県建設業協会の皆さま方の倍旧のご支援を切に願い、挨拶とさせていただきます。

令和3年11月 理事会挨拶（無事故割引率改定、保険金区分5,000万円の導入時）

さて、10月末日現在の業務概況について、掛金収入は前年同期比3.8%増となった。昨年の前年同期比が2.1%増だったので、今回の制度改正の効果が如実に表れていると思われる、このままで行くと35億円台が視野に入ってくる。

これに対し、支出面では保険金の支払額が前年同期比49.2%増となり、この勢いが継続すると保険収支は大幅な赤字に陥りかねない状況である。

また、契約更新率は97.5%で前年同期比0.7%増となったが、直近で見ると9月が0.6%減、10月が0.02%微減となっており、新規加入は前年同期比5社増でほぼ横ばいの状態で、会員加入率は52.9%で0.4%増となった。

新設した保険金区分5,000万円の加入は、直近で見ると213社で、これに連動する形で保険金区分全体の増額が増えてきており、このような傾向が今後も継続するのではないかとと思われる。

したがって、保険金の支払額が急増しているものの、今回の制度改定によるマイナスの影響はごく限定的であり、順調に推移していると思われる。

なお、今回の制度改定により、これまで掛金の負担割合を保険事業85%、共済事業15%としていたものを、保険事業82%、共済事業18%に変更したことに伴い、各協会にお支払いしている手数料も掛金の6.8%から6.56%と0.24%減になるが、掛金収入の伸びが極めて堅調であるので、減少分は十分に補うことができると判断している。

そうした中で、今回の制度改定とセットとされた剰余金の解消策については、労働安全衛生推進事業への剰余金の運用が金融庁の解釈によって今後望めなくなり、また収支相償の原則を満たすために多用していた異常危険準備金の積み増しが、今回、累積剰余金19.65億円の全額を令和2年度決算において積み増したことで、ほぼ法定の上限に近い40億円を超える水準に達したので、これ以上の積み増しは困難である。

そうした中、令和元年度の収支は1,230万円の赤字だったが、令和2年度は一転して7億4,200万円の実質黒字が発生しており、新たな黒字解消策が求められていることから、今後は契約者割戻金制度を創設して対処することとしたい。アクチュアリーを入れて検討を重ねてきたが、ようやく成案を得たので、本日お諮りし、ご承認をいただければ近く認可申請を行いたいと考えている。

先ず名称は、法令上は契約者配当とされているが、当団の場合は共済制度における割戻金に性格が近いことから、契約者割戻金として制度化したいと考えている。

最大のポイントは単年度で割り戻すのか、複数年度の剰余金を平均して割り戻すのかという点である。当団の場合は保険金の支払額や支払備金の増減により毎年大きなブレが生じることが多く、その都度保険収支が著しく左右されている状況であることから、制度の安定性を確保する意味でも3年平均を取りたいと考えている。

また、保険収支で赤字が発生した場合、翌年度の剰余金や割戻金のための準備金で補填できないかという点もあるが、当団の割戻しは内閣府で求める計画的な黒字解消策として

行われるものである。この計画的な黒字解消という概念には、たまたま発生する赤字の補てんは入らず、契約者配当制度の法定準備金となるとその目的外使用は許されないのではないかと思われる。加えて、割戻しの原資が赤字の補てんで目減りしたり、あるいは、最悪の場合全く無くなってしまうということでは制度の信頼性そのものに関わってくる。そこで赤字の補てんは他会計をやり繰りして賄うか、あるいは認可官庁と協議の上で異常危険準備金を取り崩すというどちらかの対応を模索していくことになると思われる。

どれほど割戻しがあるのかというと、割戻しのベースになるのは払込保険料ではなく経過保険料である。経過保険料とは、例えば8月に新規契約を締結すると8月から年度末までの8ヶ月間が経過保険料になり、年度をまたがった翌年度部分は解約しなければ翌年度の経過保険料に移行する。したがって、当事業年度の払込保険料イコール経過保険料ではない。

以下申し上げるのは、当たらずとも遠からずということで聞いていただきたい。令和2年度の剰余金は7億4,200万円で、これを3年間の延べ払いにする訳で、令和2年度分は確定していて2億4,700万円、これを令和2年度の保険事業収入28億7,000万円を経過保険料総額と見做すと8.6%になる。これを掛金に置き直すと7.31%になる。令和2年10月末日現在の平均掛金は12万7,594円であり、平均の割戻金は9,327円、10の位は四捨五入して9,300円になる。これに令和3年度、令和4年度分の割戻金に加わり、令和5年9月末に一括して支払う予定である。ちなみに令和2年度分を試算してみると、契約者の57%が割戻金5,000円未満であった。したがって、過剰期待は禁物であるが、加入促進を図っていく上で侮れない面も有しているのではないかと思われる。

次に組織改編について、当団の生命線は加入促進であり、令和元年度から事業推進部内に加入促進戦略担当部門を設置し、各協会と共同して加入促進戦略を毎年策定し、また、重点地区として新潟を始め5協会を選定しており、兼務ではあるが人員を配置している。この度新たな試みで30秒の広報アニメを作成し、重点地区の5つのテレビ局を通じて加入促進月間中にTVCMを放映している。今後、益々このような戦略的広報が重要となるので、現在IT・共済事業部が所掌している、各協会とのコラボ広告等の広報業務を移管し加入促進戦略と一体化して加入促進対策を強化していくため、来年1月から事業戦略部を立ち上げる予定である。

令和 5 年 3 月 全国会長会挨拶（契約者割戻金制度の導入時）

4 年ぶりの開催となる会長会だが、この間に共済団は令和 2 年 11 月に制度創設 50 周年を迎えた。コロナ禍によって記念式典は断念せざるを得なかったが、その分制度改正に注力した結果、ある業界紙の優秀な記者の表現によれば、「建設共済保険は進化した」とのことであった。ご案内のように、令和 3 年 10 月から無事故割引率の改定を 5 年間の経過措置を設けて実施している。また、4,000 万円では足りないという青森や神奈川などの協会の意向を受けて、保険金区分 5,000 万円の新設を 21 年ぶりに行った。

一方で、労働安全衛生推進事業の財源に予定していた累積剰余金 19 億 6,500 万円については、その運用が望めなくなったため、全額を異常危険準備金として法定の上限に程近い水準まで積み増しを行い、財政基盤は盤石なものになったが、あまりに剰余金を出したために、掛金負担割合が 85%から 82%に圧縮されて認可されたところである。これらを受けて、手数料の改定、安全衛生用品の頒布額の見直し、一般助成や特別助成の要件の改正を行わせていただいた。

ところが、令和 2 年度の保険事業の会計において 7 億 4,200 万円の剰余金が発生し、また新たな剰余金解消策が求められることとなったため、損害保険業界としては初めてのこととなる契約者割戻金制度を創設し、今年度から実施している。発生した剰余金は 3 年平均して契約者に全額還元されるため、長い間苦しんできた収支相償の原則は恒久的にクリアできることとなった。このような一連の制度改正を経て、加入促進の道具立てが一応整ったので、令和元年度から毎年策定している加入促進戦略を昨年 10 月に全面的に改定して今日に至っている次第である。

令和 4 年度の決算見込みについて、今年度は契約者割戻金制度がスタートする年であり何としてもその原資となる剰余金を令和 2 年度の 7 億 4,200 万円を超えるくらい発生させたいものだとして強く念願していたが、お陰様で達成できる見通しである。

掛金収入は 36 億 2,000 万円で前年度比 3.6%、1 億 2,700 万円の増収を見込んでいる。全体の完工高にほとんど変動がない中での増収は、専ら制度改正の効果によるものである。ちなみに掛金収入が 35 億円以上となったのは 14 年ぶりであり、このうち保険事業収入は 29 億 6,700 万円で前年度比 1.4%、4,200 万円の増収を見込んでいる。

これに対して保険金の支払いは 13 億 1,000 万円で前年度比 8.2%、1 億 1,600 万円の減少を見込んでいる。予算上は 15 億 4,000 万円としており、保険会計上の特殊要因である支払備金繰入額に 1 億 1,000 万円を計上し、保険事業会計の予算上の収支差を 2 億 1,600 万円と見込んでいたが、決算見込みでの支払備金は繰り入れどころか戻し入れとして 2 億 1,400 万円を収益として計上することになることなどから、8 億 2,900 万円の剰余金が発生する見込みである。この剰余金は全額を契約者割戻金準備金に繰り入れることになるが、その 1/3、2 億 7,600 万円ずつ 3 年かけて契約者に割り戻されることになる。

契約更新率は 97.0%で前年度比 0.4%減である。新規加入は 877 社を目標にしていたが、コロナ禍もあり大きく下回って 700 程度に留まる見込みである。直近の会員加入率は

52.4%で前年度比 0.4%減であり、会員企業の新規加入数も低下していることから何らかの対策が必要であると考えている。

来年度の重点であるが、一つは契約者割戻金の第 1 回目の支払いを滞りなく実施することである。割戻金は令和 2 年度に遡って適用されることになるが、令和 2 年度分として 2 億 4,700 万円、令和 3 年度分も同じく 2 億 4,700 万円、令和 4 年度分も同じく 2 億 4,700 万円に令和 4 年度決算分として見込値ではあるが 2 億 7,600 万円を加えた 5 億 2,300 万円が割り戻されることになる。ごく大雑把にイメージを掴んでいただくために申し上げると、割戻率はそれぞれ 9%、8.5%、17.7%で、掛金に置き直してみると 7.5%、7%、14%となる見込みである。これら 3 年分が一括して今年 9 月に支払われるので、先ずは実感していただき、その後の加入促進に拍車を掛けて参りたい。

二つ目は、昨年 10 月に全面改定した加入促進戦略を積極展開することであるが、協会が重点とする支部は 26 協会で 74 支部ある。現在会員加入率 90%以上の支部に対して、会員数 30 以上は 50 万円、30 未満は 40 万円の助成を行っている。また、会員数 10 以上 30 未満の支部で会員加入率 100%の場合は 45 万円の助成を行っているが、これを 50 万円に引き上げることとする。

また、保険金区分 5,000 万円は現在 771 社にご加入いただいております、この新設に伴う保険金区分の増額と未加入を含めた保険金区分 1,000 万円プラス運動を提唱しているが、単に掛け声だけではなく相連動した会員対策が必要であると考えている。そこで、令和 5 年度から令和 8 年度までの当面の間、1,000 万円プラス運動における会員の増加割合に応じて、すなわち令和 4 年 10 月 1 日以降の会員の保険金区分増額実増数に新規加入数を加えたものを、令和 4 年 12 月末の協会会員数で割って得たパーセンテージが、10%単位でアップする毎に 50 万円を協会に一般助成金の加算額としてお支払いする。

ただし、毎年 12 月末の協会会員加入数が、基準となる令和 4 年 12 月末の協会会員加入数を上回っていることが大前提となり、実際の支払は令和 6 年度からとなるが、このような形で会員加入率の向上を目指して参りたい。

三つ目は全国の会長企業の加入が 40 社に及び、前会長が引き続き加入していただいている分も含めると、全くの空白区は 4 協会となる中で、完工高 1,000 億円を超えるような会長企業等については、令和 4 年度の事業計画にも明記しているが、来年度は当団が掛金の 10%を充てて実施している育英奨学事業と 47 都道府県建設業協会の活動を支援する一般助成事業の趣旨にご賛同いただける場合には、経審情報の完成工事高に基づく掛金の 10%相当額を目安にして当団と協議の上で、賛助掛金としてご寄付いただくことも選択肢の一つとして新たに提案させていただきたいと考えている。大変難しい課題であることは重々承知しているが、ご検討を願えば甚だ有難く存する次第である。

最後に、工事現場単位契約と民間保険の重複加入問題については、公共工事受注の際には法定外の労災保険の加入証明書の写しを提出すれば工事現場単位契約と重複して加入する必要のないことを関係 634 企業に対して通知したので、さらにその旨を徹底していきたいと考えている。

以上になるが、当団と特約を結ぶ全建と来年度もタイアップして「契約者と業界の発展のために」をモットーに 47 協会共々に邁進して参りたいと考えている。契約者割戻金が支払われる来年度を契機として、進化する建設共済保険をできるだけ分かりやすい資料を作成する等してアピールして参りたい。倍旧のご支援・ご協力を切にお願いしたい。

令和 7 年 3 月 全国会長会挨拶（一般助成の支給要件の変更時）

令和 6 年度の決算見込みについては、企業でいうところの減収増益の決算となる見込みである。掛金収入は 36 億 2,600 万円、前年度比 0.7%、2,500 万円減だが予算を 1,300 万円上回っている。このうち保険事業収入は 29 億 7,300 万円、前年度比 0.7%、2,000 万円減で予算を 900 万円上回っている。

これに対して保険金の支払いは 14 億 200 万円を見込んでおり、前年度比 4%、5,800 万円減で予算を 1,800 万円下回っている。実質収支差は 5 億 6,300 万円の予算であったが、いわゆる保険会計上の特殊要因である支払備金の繰入れに 600 万円を予定していたところ、逆に 1 億 2,100 万円の戻入れとなる見込みになること等から 7 億 3,400 万円の剰余金が発生する見込みである。この全額を契約者割戻金準備金に繰入れることになり、剰余金の 3 分の 1 である 2 億 4,400 万円に、令和 4 年度の剰余金 10 億 4,800 万円の 3 分の 1 と令和 5 年度の剰余金 4 億 600 万円の 3 分の 1 が加わり、令和 6 年度は 7 億 2,900 万円程度が割戻される見込みであり、割戻率は 24%以上となることがほぼ確実な状況にある。

契約更新率は 96.8%で前年度比 0.1 ポイント下回っているが、特に令和 5 年 9 月に支払われた第 1 回目の割戻金の影響が顕著であり、経過措置 2 年分を含めて 3 年分が一括して支払われた訳だが、これがある種の手切れ金というか餞別のような役割を果たしているかの如く、加入歴 20 年の完工高 1,536 億円の会員外の企業が 197 万円の割戻金が支払われたあと直ちに契約落ちしたのを皮切りに、令和 6 年度上半期は特に完工高 10 億円以上の契約落ちが目立つようになり、制度改正前の令和 3 年度の上半期は 14 社であったが、令和 6 年度は完工高 100 億円以上の企業 3 社を含む 38 社と急増している。その掛金も令和 3 年度は 646 万円であったが、令和 6 年度は僅か 38 社で 3,060 万円、契約落ちをした全体の上半期の掛金でみると、令和 3 年度は 2,115 万円であったのに対し令和 6 年度は 5,211 万円に達しており、これがそのまま令和 6 年度の掛金収納額の減収に繋がったかのようである。令和 6 年度の上半期の契約更新率も 96.6%に低下している。制度改正を行った後は、ある程度の契約離れは避けられないところであるが、今回の一連の制度改正による影響も令和 6 年 9 月まででようやく一巡し、現に 10 月以降は好転の兆しも見られるので今後に大いに期待したい。新規加入は会員対策として講じた「1,000 万円プラス運動」の助成金の効果もあり、目標数 700 社に日々近づいており、会員加入率は 53%に達して前年度比 0.3%増である。

来年度の重点であるが、第一に「新しくなった建設共済保険制度の 10 のポイント」を取りまとめホームページに掲載したので、疑問や不明な点はご確認いただき、まずは安心納得していただきたい。その上で、当団の調べでは平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間に契約者が負担した示談金額は、全体の 98.3%が 5,000 万円以内に収まっているが、被災者 1 人当たりの平均支払額は 2,710 万円と年々上昇している。さらには公共工事の設計労務単価が 13 年連続して上昇し、労働者が受け取るべき平均賃金は全職種の加重平均で 24,852 円と 12 年前に比べて 1.6 倍の水準に達していること等から、少なくとも 2,000

～3,000 万円の保険金の備えが必要な時代を迎えている。そこでいざという時に役に立たない保険では意味がないので、安い掛金で 5,000 万円まで確実に補償が得られる当団の保険を最大限ご活用いただきたく、「まずは 1,000 万円さらに 1,000 万円」の保険金区分 1,000 万円プラス運動を現在展開しているが、これをバージョンアップして来年度は「まずは 1,000 万円さらに 1,000 万円もう一つ 1,000 万円」の 1,000 万円プラス運動 2.0 へと進化発展させていく年にする。

第二に、来年度から一般助成を中心とした改正を実施する。保険収支が大幅な黒字であるのにどうしてなのかとお感じだと思うが、区分經理の原則が厳格に適用され、保険で生じた剰余を保険事業以外で活用することは禁じられており、一般助成の主たる財源は掛金収納額の 10%のみとなるが、令和 2 年度から 3 年連続して 1 億円を超える増収の伸びを示していたが、令和 5 年度、同 6 年度と急ブレーキがかかっている状態にあり、取り崩し資産も当初は 13 億 4,000 万円あったものが今は枯渇寸前で、ここは安全をみて一定の調整が必要である。そこで負担と給付の不均衡を是正するため、会員加入率偏重傾向と会員外依存体質の改善を図るべく要件の見直しを行うこととした。

要点の 1 つ目は、会員加入率 80%以上の協会に対する一般助成金は、他のランクと同様に会員加入率 5%増加する毎に 100 万円とさせていただく。

2 つ目は、一般助成の制度の趣旨からみても多くを会員外に依存することは好ましいことではなく、そこで掛金収納額の会員と会員外の占める割合の全国平均はおよそ 2 : 1 であることからこれを標準とし、会員外に依存するのは会員の掛金収納額の 10%の 1.5 倍したものを標準額とし、令和 6 年実績で仮に当てはめると 9 協会が該当する。これら 9 協会については、標準額と一般助成金の合計額の 2 分の 1 を調整一般助成金として支払うこととし、10 万円以下は切り上げる激変緩和措置を講じると北海道など 5 協会が救済され、減額となるのは愛知県など 4 協会となるが、これら 4 協会については建協支援賛助金の活用如何では助け舟となる可能性もある。建協支援賛助金の要件は、これまで完工高 1,000 億円を超える企業としていたものを広範囲で事業活動を展開する企業に改めて事実上制限のない形とし、金額は目安を設定せず、ご要望があれば指定する協会の一般助成金に建協支援賛助金の 2 分の 1 を上乗せすることとした。

3 点目は、支部に対する一般助成金についても掛金収納額の 10%が財源となっているが、中にはその金額が 3 万 6 千円程度であるのに対して 40 万円の一般助成金を受けている支部も見受けられていたことから、一時は厳しい削減案を提示させていただいたが、支部の皆様方の懸命なる努力で地域が守られ、ひいては我が国が守られていることから、影響の大きさを考慮して掛金収納額の 10%が一般助成金を下回る支部については、特段の事情があると当団が認める場合以外は一律 5 万円削減させていただくこととする。特段の事情とは能登半島地震で被災した 3 支部を想定している。

来年度の重点の第三は、こうした一般助成の財政問題は増収が再び揺ぎないものになればおのずと解消していく問題であることから、当団の総力を結集して早期に掛金収納額 40 億円の達成を目指して、令和 7 年 1 月 31 日に「建設共済保険加入増額促進特命本部」を

設置した。支部から建設共済保険の加入地図を塗り替えていくための低加入率対策を今年度から実施しているが、その対象 132 支部に、今般名古屋と広島、さらには仙台など 18 支部を追加して実質 152 支部に拡充したうえで、特に首都圏の 49 支部と大阪、さらに一部重複はあるが 39 協会の 83 ターゲット支部プラスアルファを念頭に置いて全国展開を図ることとする。

当団は来年度に制度創設 55 周年の節目の年を迎える。常に制度の原点に立ち返りながら、特約を結んでいる全建並びに各都道府県建設業協会との連携を一層密にして、「契約者と業界の発展のために」をモットーに一路邁進して参るので、皆様方の倍旧のご支援ご協力を切にお願いしたい。

令和 7 年 6 月 理事会挨拶（保険金区分 6,000 万円以上の導入検討時）

令和 6 年度の決算について、掛金収入は 36 億 3,700 万円となり前年度比 0.4%減、1,400 万円のマイナスとなったが決算見込みより 1,100 万円改善した。このうち保険事業収入は 29 億 8,100 万円で前年度比 0.4%減、1,100 万円のマイナスとなったが決算見込みより 900 万円改善し、予算を 1,800 万円上回った。これに対して、保険金支払額は 12 億 8,800 万円でこの中には 5,000 万円の支払いが 4 件含まれているが、前年度比 11.8%減、1 億 7,200 万円のマイナスとなり、予算を 1 億 3,200 万円下回った。実質収支差は 5 億 6,300 万円の予算であったが、保険会計上の特殊要因である支払備金や普通責任準備金、さらには異常危険準備金に予定されていた繰入額、戻入額に相当の変動があり、その増減額が 2 億 7,100 万円、これにその他の収益増と費用減 6,400 万円が加わって 10 億 4,800 万円の剰余金が発生した。この全額を契約者割戻金準備金に繰り入れることになり、直近 3 年間の剰余金の 3 分の 1 である 8 億 3,400 万円が割り戻されることとなり、割戻率は 28.52%になる。割戻金が 1 万円以上支払われる契約者は全体の 59%になる。契約更新率は 96.74%で前年度比 0.12%のマイナスとなった。新規加入は 681 社で目標の 700 社には届かなかったが、会員の加入が好調であったため会員加入率は 53.1%、前年度比 0.4%増となった。

残念ながら 2 年連続して僅かながらの減収となったが、この 2 年間は特異な 2 年間であり、工事現場単位契約の販売停止、安全衛生用品頒布額の 4 割カット、さらには 3 年分一括して支払われた第 1 回目の割戻金の影響があったが、これらは昨年 9 月末をもってほぼ収束したので、令和 7 年度は再び上昇軌道に乗り上げていく起点となる年であると期待している。

次に、令和 7 年度の重点についてであるが、ご案内のとおり第一に、「まずは 1,000 万円、さらに 1,000 万円、もう一つ 1,000 万円」の保険金区分 1,000 万円プラス運動 2.0 を全国展開していく。第二に、負担と給付の不均衡を是正するため一般助成の要件を改正したが、この効果が表れるのは来年 6 月の支払時であり、この 1 年の実績が反映されることから予想される様々な動きを支援していく。第三に、建設共済保険加入増額促進特命本部を設置したので、首都圏、さらには北海道、静岡、愛知、大阪の 8 協会+α を念頭に置いて当団組織を挙げて注力していく。これらに加えて、次の 3 つの実現に向けて準備に入りたいと考えている。

第一に、昨年 7 月に「新しくなった建設共済保険の 10 のポイント」をホームページにアップしたものの、ホームページそのものの情報発信量が少なく且つ古く、アクセス数も減少しているため、来月にも抜本的に刷新して協会職員や会員の皆様方にも日常的に活用できるようなアップツーデイトな内容にしていく。

第二に、いざという時に役に立たない保険では意味がないため、保険金区分 6,000 万円以上の新設を準備したいと考えている。その背景として、当団の最近の調べでは、平成 26 年度から令和 5 年度までの直近 10 年間で報告があった示談案件 290 件中、契約者が負担

した示談金は 97.5%が 5,000 万円以内には収まっているものの 4,000 万円以上が 8.6%に及んでおり、関係事業所の示談金合計額も 5,000 万円以上が 50 件、17.2%となっている。その内訳を見ると、直近の令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間で 5,000 万円以上が 137 件中 27 件、19.7%に達しており、こうしたことから被災者 1 人あたりの平均支払額は 2,782 万円と前年を 72 万円上回っている。これも令和に入ってから直近 5 年間の平均では 3,021 万円となっている。さらに、当団が保険金を支払ったこの 10 年間の全 730 件中、被災者に 5,000 万円以上支払われた事例が 54 件あり、そのうち契約者が実際に負担した最高額は 1 億 3,769 万円、5,000 万円以上負担した契約者も 11 件、そのうちの 8 件は令和に入ってからのものである。ちなみにこの 54 社のうち 11 社はその後当団の保険をやめており、大変気にかかるところである。また、この 54 件のうち契約者以外の元請ないしは下請のいずれかが 5,000 万円以上負担した事例も 9 件あり、そのうち 8 件は令和に入ってから支払いであり、8 件のうち 5 件は 7,000 万円の支払いだった。このように令和になってから示談金合計額も契約者負担額も急上昇している。また、公共工事の設計労務単価は 13 年連続して上昇しており、労働者が受け取るべき平均賃金は全職種の加重平均で平成 25 年当時は 15,175 円であったが、令和 7 年は 24,852 円と 1.6 倍の水準になっている。これを単純に保険金区分の最高額に当てはめると、平成 25 年当時は 4,000 万円であったことから、1.6 倍すると 6,400 万円になる。賃金がベースとなって示談が行われている以上、もはや 5,000 万円は通過点であり、今や 6,000 万円以上用意しなければならない時代に入っているのではないかと考えているところである。さらに、被災者への支払分が諸費用補償を浸食してくると、被災者補償と諸費用補償を折半するという当団制度の前提も崩れかねないわけであり、これでは他の保険との違いがなくなり、企業防衛を標榜している観点から些か問題があるかと考えている。そこで、保険数理上、保険金区分の最高額がどこまで妥当なのかを検証した上で、早ければ来年度からの実施に向けて、保険金区分 6,000 万円以上の新設の準備に入りたいと考えており、先般アクチュアリーにその検証を依頼したところである。

第三に、建協支援賛助金については、来年 1 月から 2 月にかけて各協会に一般助成金の支払額を通知するが、そこから一般助成金が支払われる 6 月までの間に、特に減額となる一部の協会によっては建協支援賛助金を活用できないか模索する動きが出てこないとも限らない。そこで、一般助成金の減額の補填対象となる賛助金の設定を前年 1 月から 12 月までとしたが、これでは活用することができないため当年 5 月までに改めることとし、併せて賛助金の出捐目的に「若者に夢と希望を与える担い手確保・育成情報発信活動による広報を含む一般助成事業」を追記して拡充するので、協会が戦略的な広報を企画する際に有効活用できる場合もあるのではないかと考えている。